

(1)自然災害から暮らしを守る取組み

① 危険渓流の流木対策事業

【目的】

局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、土石流の発生時に渓流沿いの木を巻き込んで流れ出すことで、河川や水路等をふさぎ、冠水や交通遮断など市街地における被害を拡大させる流木災害を未然に防止する。

【事業概要】

- ・事業対象区域：山地災害危険地区「崩壊土砂流出危険地区」、保安林外（危険度Aランク・保全対象20戸以上・治山事業の未着手地域）
- ・事業箇所数：30箇所
- ・事業内容：
 - ・ハード対策
 - 土石流発生を抑止する治山ダムの整備
 - 流木となる危険性の高い渓流沿いの立木の伐採、林外搬出
 - 防災機能を強化する荒廃森林の整備（強度間伐等）
 - ・ソフト対策
 - 防災教室の開催、地域との協働による森林危険情報マップの作成
 - 事業の効果検証等

- ・事業の工程：初年度～ 現地調査、地権者調査（コンサルタント委託）
森林所有者、市町村、地元自治会等との調整
森林所有者と協定書を締結し事業実施
※協定書により、10年間の森林の維持



土石流や流木の被害を防ぐ治山ダム



災害に強い強度間伐による森づくり



小学校での防災教室



地域協働によるマップづくり

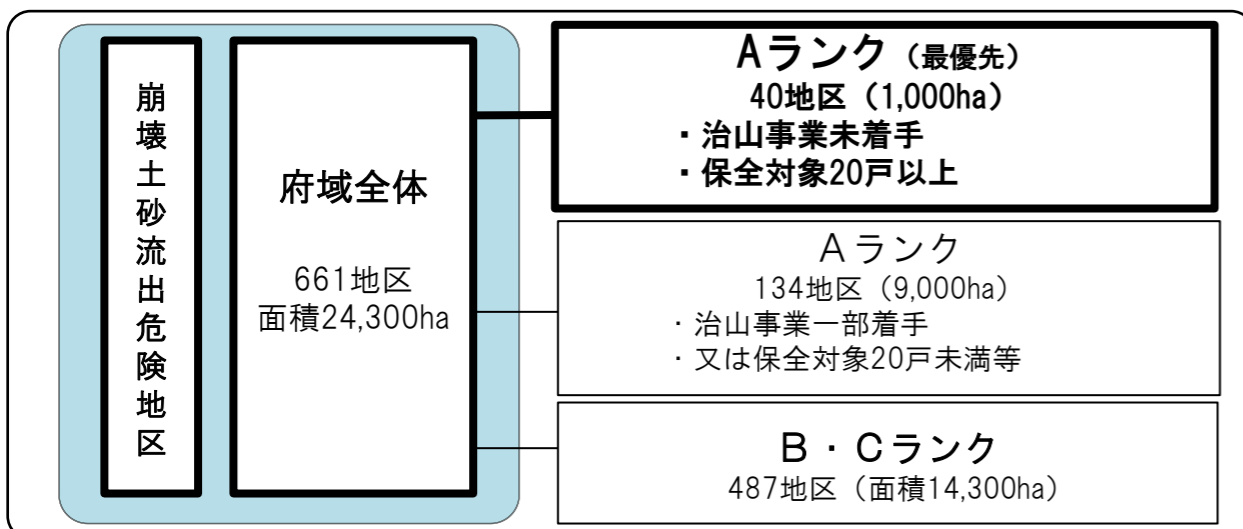
(単位：千円)

【事業計画】

	全体計画		H28		H29		H30		H31～	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
(新規着手件数)	30	2,006,632	8	298,000	16	522,000	16	546,000	20	640,632
			(8)		(8)		(8)		(6)	

※H31までに着手

事業対象区域の選定方法



事業実施

豪雨時に流出の恐れのある
渓流沿いの危険木



実施箇所

■事業対象区域

●保安林外

対象：30地区（面積750ha）

【参考】

保安林内については、平成27年度より、知事重点事業として国庫補助金も活用し、先行して実施（H27～）
対象：10地区（面積250ha）

自然災害から府民の暮らしを守る 危険渓流の流木対策

近年の災害の状況



水路閉塞による国道通行止
H26年8月（箕面市）



渓流閉塞による国道通行止
H25年9月（千早赤阪村）

整備前



施行地の全景



山地に近接する住宅地の状況
（東大阪市）

渓流内の状況



流木となる恐れのある林内の倒木・危険木の状況

整備内容



治山ダムの設置により、渓流勾配を緩和し土石流の発生を未然に防止



森林整備（間伐）による表土流出の防止

(案)

様式 2

大阪府危険渓流流木対策事業に関する協定書

大阪府〇〇農と緑の総合事務所長（以下「甲」という。）及び森林所有者〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、危険渓流流木対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 この協定は、本事業の実施と事業実施後の適正な管理について、相互に協力し、円滑に推進することを目的とする。

（協定の対象となる森林）

第 2 甲は、乙が所有する次の森林（以下「協定森林」という。）について本事業を実施する。
協定森林：別記のとおり

（協定の期間）

第 3 この協定の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年 3 月 31 日まで（協定締結日から 10 年後の年度末）とする。

（大阪府の役割）

第 4 甲は、予算の範囲内において、土石流発生源対策や流木対策を実施することとする。

（森林所有者の役割）

第 5 乙は、甲が実施する本事業に対し協力するとともに、施行に支障を及ぼす行為を行わないこととする。

（大阪府の義務）

第 6 甲は、事業を実施する場合、乙にその内容を示し、承諾を得なければならない。

（森林所有者の義務）

第 7 乙は、甲が実施した事業実施区域について、協定の期間中に次の行為を行ってはならない。

- ア 森林以外への転用
- イ 皆伐及び樹木の伐採等により表土や伐採木を流出させる恐れのある行為

（協定の廃止又は変更の方法）

- 第 8 甲は、この協定を変更しようとする場合、乙と協議するものとする。
- 2 乙は、この協定を廃止又は変更しようとする場合、あらかじめ甲に申し出なければならない。
- 3 前項の申し出があった場合、甲と乙は協議するものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、乙の責めにおいてこの協定を廃止又は変更しようとするときは、事

(案)

業効果が低下しないよう、代替措置等を行わずにはならない。

(協定の承継)

- 第 9 協定の期間中、事業実施区域の土地に相続があったときは、当該土地を相続した者が、本協定を承継するものとする。
- 2 乙は、協定の期間中、事業実施区域の土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者に本協定を承継するものとする。
- 3 乙は、協定の期間中、事業実施区域の土地に賃借権、地上権等の使用収益に係る権利を設定するときは、本協定を妨げない範囲の権利設定としなければならない。

(疑義の決定)

- 第 10 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙、協議により定める。

上記協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大阪府〇〇農と緑の総合事務所長 〇〇 〇〇

乙 住所
氏名